

1. 平成26年第4回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成26年9月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

18番 田 中 和 幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	古 川 甲 子 夫

消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	長 岡 文 男
議会事務局 議会総務課長 補 佐	加 藤 光 俊		

◎開議の宣告

- 議長（尾村忠雄君） おはようございます。議員各位には、連日の出務、御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の欠席議員は、18番 田中和幸君であります。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には6番 野田龍雄君、7番 鷺見馨君を指名いたします。

◎一般質問

- 議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 上 田 謙 市 君

- 議長（尾村忠雄君） それでは、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。12番 上田謙市君。
- 12番（上田謙市君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず初めに、全国学力テストの結果についてお尋ねをいたします。先月であります、8月25日、本年度実施をされた全国学力テストの結果が文部科学省から公表されました。学力テストとはどのような内容を調査するのかというようなことに疑問を持ちましたので、学校教育課を訪ねてお聞きをいたしました。そして、こうした子どもたちが受けたテストの資料なんかもいただきました。そこで、私が理解したのが、学力テストというのは全国の小学6年生と中学3年生を対象にした基礎的な知識を問う、算数、数学、国語のA問題、これがそのテストです。知識の応用力を見るB問題というのがありまして、A問題とB問題を合わせて学力成績を調査するということだそうであ

ります。また、学校や家庭での学習状況や生活習慣などを調査する、こうした小学生には児童質問紙、中学生には生徒質問紙というのがありまして、学力テストというのは、全国学力状況調査であることを知りました。

その学力テストですが、小学3年生算数Aと国語Aであります。算数Aのほうには9問題、国語Bのほうには8問題ありまして、それを回答する時間はそれぞれ20分ということであります。また、応用力を見るというこのB問題ですけれども、算数では5つの質問に13の回答欄、国語Bでは3問の中に9の回答欄があるということで、それぞれ制限時間は40分だそうであります。問題を読んだ後に考える時間があるのだろうかというようなことも心配したくなるような、質問量といえますか、ボリュームでありました。中学3年生の学力テストもそれ以上の同様のものがあります。

また、児童生徒の日常生活を調査するという、この児童生徒質問のほうでありますけれども、74の設問がありまして、これまた限られた時間の中で全てを回答するには、まったく大変な忍耐力と集中力を必要とするものだと感じました。

そこで、まず初めにお尋ねをいたしますが、今回の学力調査の結果、まず学力調査の結果ですけれども、そのことについてお尋ねをいたします。郡上市内の小学6年生と中学3年生の学力成績の結果はどのような状況であったのでしょうか。そして、全国や岐阜県の成績結果を参考にしますと、郡上市内の児童生徒の学力がどのような分析がされて、どのような課題が明らかになったのでしょうか。そしてまた、その改善策についてはどのように考えておられるのか、青木教育長にお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、市内の小中学生の学力、そして学習状況の結果の分析と課題及び改善策についてお答えをしたいと思いますけども。

最初に、今、御質問にあったとおり、学力状況調査、学習状況調査と2通りのものがある、さらにそれに加えて教職員に対する学校運営と指導の状況に対する調査もあります。ですから、この3つを関連をされて分析をしていくということが、非常に大事なことというふうにして考えておりますし、現在の段階でまだ十分分析しきっていないとは言えませんが、教育委員会で現在の段階で分析している学力の状況等について、学習状況と関連を付けながら対応をしたいと思います。

最初に、小学校の国語の学力と学習状況ですけれども、A問題、B問題、いずれも国の平均正答率はやや低いという状況にあります。また、算数につきましても、同じように国の状況、平均正答率よりはやや低いという傾向がありますが、特に国語について、国語の正答率と、それから学力の、正答率から考える学力の不十分な点と教職員の指導との関連についてお答えをしますと、国語については言葉、それから漢字の意味を正しく理解をして文章の内容に即して正しく書く力。そ

れから、話の内容を的確に聞き取ったり、要点を押さえて話したり書いたりする力が全体として弱いということが言えると思うんです。

このことについて、6年生の児童は感想文や説明文を書くことが苦手であり、自分の考えをほかの人に説明をしたり、文章に書いたりすることが難しいということを答えております。それに対して教師のほうは、授業で話す、書く、聞く、そういった指導を行っているというふうに回答をしております。ですが、それが必ずしもその指導の成果が子どもたちの学力や学習状況に表れてないということが言えると思います。

それから、算数につきましても、同様に正答率から考えられる学力の不十分な点と教師の指導との関連をお話ししますと、基礎的な計算はできますけれども、2つの数量の関係を考えたり、式に表したりする力とか、あるいは数量の関係を筋道を立てて考えて問題を解決するという力に弱さがあります。そして、公式や決まりを使うときに、そのわけを理解をすることや、問題の解き方、あるいは考え方をノートに書くことが難しいというふうに答える。一方、教師のほうは考えることや、あるいはノートをとる学習方法は指導しているというふうに答えておりますが、これも必ずしも十分、その指導の成果が表れているとはいえないという状況にあります。

一方、今度は中学生ですけれども、国語A、あるいは国語B、ともに国と比較してやや高いという状況にあります。一方、数学のほうはAのほうもBのほうも、ほぼ国と同等ですが、Aのほうが若干高いという、その傾向にあります。そこで、国語の正答率から考えて、正答率はほぼ国よりも高いものですから、それをさらに伸ばすという点でお答えをしますと、文章の構成や表面の仕方の特徴を理解をして、それを活用し的確に読み取ったりする力、あるいは書いたりする力ってこのをさらに伸ばす必要があるというふうに思います。

一方、生徒のほうは感想文や説明文を書いたり、自分の考えをほかの人に説明をしたり、文章に書いたりすることが苦手というふうに答えております。一方、教師のほうは話したり書いたりする指導を行っているというふうに答えておりますけれども、これも必ずしも生徒の苦手意識を克服するところまでは至っていないというふうに考えております。

また、数学のほうですけれども、数学については、条件が変わると数と数の関係を式に表したり、あるいはその式が変わることについて理由を考えたり、説明をするという力、これにさらに高めていく必要があるというふうに思っておりますが、一方数学の公式や決まりを使うときに、そのわけを理解をする。あるいは、そのノートを使って多様な考えをつくるということがよくできていないというふうに生徒のほうは答えております。一方、教師のほうは、さまざまな考えを生み出す指導、あるいはノートを活用する指導を行っているというふうに答えておりますけれども、これも十分、そのことが効果を上げているというのは言い切れないというふうに思っております。

そこで、今お話しをしました学力と学習状況と教師の指導との関連から何が課題であるかという

ことですけれども、小中学校共通の課題として、まずは各学校でそれぞれの学校の指導の結果と指導の方法についてきちんと分析をしていただいて指導法の改善に取り組んでいただくということだと思いますけれども。

改善策として、筋道を立てて説明をしたり、文章に表したりする力が弱いということから、これは小中いずれも同じような傾向にありますので、教科を問わず考える、それから書く、話すということを一連の学習として、どの時間でも大切にすることが必要かというふうにも思っております。

それから、もう一つは少人数の指導で、習熟度に応じた指導というのが、これは補充学習も発展学習もそうですけれども、成果をあげているという事実がありますので、少人数学習の多様な方法というのを生かしていきたいということが大事だというふうに思っています。

今回の小中学校の共通の課題と改善策についてのみお答えをすることにして、小学生、中学生の課題についてはもう少し細かく分析してみないとわからない部分がありますので、とりあえず、現在の段階で把握できている小学校とそれから中学校の共通の課題と改善策についてお答えをいたしました。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 詳細にわたって御説明をいただきました。この全国学力テストの成績結果が発表されてからまだ一月たっていないというようなこともあって、今、教育長言われたように十分な分析をする時間がもっと必要だということでありました。これからの子どもたちの教育の中で生かされていく道筋なんかも理解ができました。

2番目に通告させてもらった質問と、今お答えになったことと重複するかもしれませんが、まだまだ分析をするにはもう少し時間がほしいということではありますが、郡上市の教育方針と各小中学校の国語、あるいは算数、数学の授業にどのように反映され活用されるのかというようなことを、2番目の質問に入れとったわけではありますが、もし補足してお答えいただけるようなことがあれば、お願いをいたしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、もう少し細かい内容になるかもしれませんが、今、小学校の国語とかあるいは算数について、特に小学校では効果的に話す、あるいは書く力が弱いということもおっしゃいましたし、それから算数については、筋道を立てて考える力が弱いということが一つの郡上市の学力の状況としての課題だということですので。

特に、小学校ではやはり順序立てて考えて、そしてそれをきちんと書いて、書いたことをきちんと

と説明をする、説明をしきるという、そういう学習を国語であっても算数であっても十分取り入れていくことが必要ではないかというふうに思いますし、合わせて、現在郡上市の小学校は学級の規模が非常に小さくて、いわば少人数といえる学校が多くありますので、少人数で話したり、あるいは書いたり、あるいは話し合ったりするという学習を、これも算数、国語問わず取り入れていくということが必要ではないかというふうに思っております。

それから、今度中学校ですけれども、文章の構成力、あるいは表現力をさらに伸ばす必要があるということは、これは国語でいえると思いますし、数学ではやはり論理的に説明をする力を高めていくという必要があると思います。そこで、特に中学校ではできるだけたくさん種類の本を読んで、いろいろな文章に慣れていくということが必要だろうというふうに思いますし、仮に説明文であれば説明文の表現形式とか、あるいは構成の特色を理解をするような学習にさらに力を入れていく必要があるというふうに思います。

また、数学ですと、問題に対する解決の仕方っていうのは一通りではないものですから、そのいろいろな方法を試みながら最も合理的、最も効率的に解決できる方法は何かということ、常に授業の中で問いつけるというような、そういった指導法に改善を進めていくことが必要だというふうに思います。

それから、とりわけこれから、どうしてもそれぞれの学校で考えていただきたいということですが、これは教育委員会の指導の重点にもなっておりますけれども、やはり一人一人が、これ繰り返しになりますけれども、具体的な活動を通して考える、あるいは考えたことを文やあるいは図に表す、そしてそのことを使って説明ができるという力を、今後は十分つけるような指導をしていかなければならないというふうに思っておりますし、さらに少人数指導での習熟度であったり、あるいは学習の累計であったりということで、できるだけ少人数に応じた指導法を、いわばこれは開発するというレベルになるとは思いますが、そういったことに力を入れてもらうということが必要ではないかというふうにして考えております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 今の教育長のお話を聞く中で、新聞紙上ではこの全国学力テストの結果だけをちょっと重視をして判断をされがちでありますけれども、今お聞きしたように、子どもたちの学力テストの結果と、そして教職員の先生の皆さんのこれからの指導ということを合わせながら、学力テストの結果を活用していただいておりますというようなことがよくわかりました。

もう一つ、私が注目したいのは、先ほども紹介しましたが、この学力テストと合わせて子どもたちの日常生活、あるいは学習の仕方等々を把握というか、調査をするテストがあるわけですが、これは中身を読ましてもらいますと、これ児童生徒とも設問は全て共通しておいて、例えば

家庭での学習と読書の時間がどうであるか。また地域との関係はどうであるか。子どもたちの規範意識などがどうであるかというような項目が上げてあります。

そこで、今回の調査結果から、この調査結果から見ると、郡上市の生徒に特色ある傾向といえますか、懸念されるような事項はあるのでしょうか。もしあるのだとすれば、先ほどの学力成績の結果とも合わせてPTAや地域社会でその改善に向けた取り組みというものが必要になってくるといふふうに考えますけれども、その点についても教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、学習に対する態度と生活についての態度と、2通りに分けてお答えをしたいと思います。

学習に対する態度では、これは幾つかの項目を合わせてお答えをすることになると思いますけれども、授業で学ぶことの大切さを理解をし、社会に出たときに役立つと考え、わからないことをそのままにしないで、まじめに学習に取り組むということが、幾つかの項目を合わせて考えると、こういったことが言えるのではないかと。ただし、勉強はあまり好きではないと。そういった結果が出ております。

例えば、国語の学習は大切と考えるという子については、小中学生、例えば小学校だと95%、それから中学生だと82%になっていますが、国語の学習が好きかどうかということについて言いますと、小学生は49%で、中学生は45%になっておりますので、ですから態度は非常にまじめなだけでなく、あまり好きじゃないという、そういう答えが出てくるんじゃないかというように思います。

それから、もう一つは家庭の1日当たりの勉強時間ですが、1日当たりの勉強時間は小学校で2時間以上が12%、これが国は26%ですのでかなり少ないということがいえると思いますし、中学生で20%、国の平均が35%ですので、これも少ないということがいえると思います。また、読書の時間も1日1時間以内が80%、これも少ないだろうということがいえると思いますし、また全く読書をしないという小学生が24%、中学生が31%程度いる。御質問の最初にあったように、この学力学習調査というのは大変長文ですし、文章量が多いですので、いわば読書する力が弱いということ、そのまま場合によっては正答率に跳ね返ることは十分はありうるということに思っております。

それから3点目、今度はテレビとかあるいはビデオ等に関する問題ということですが、家庭でテレビやビデオを見る時間については、比較的多いものの、昨年と比較すると、これは子どもが違いますんで、なかなか比較しにくい部分があるんですが、2時間以上テレビを見る小学生が約60%、これは昨年は70%でした。それから中学生で約58%、これは昨年は65%でしたので、これは家庭の御協力によるものだと思いますが、いわゆるノーテレビ、あるいはノーゲーム運動等が少しずつ効果を上げてきているんじゃないかなということを思っております。

こうしたことを踏まえると、やはり家庭の学習の時間をふやすことですか、あるいは読書をする時間をふやすということが、これから十分必要になってくると思いますし、もう一つは、とりわけ自主的な家庭学習について、学校がきちんと指導をして、家庭と学校の間関係をうまくつないでいくことが必要だというふうに思っております。

それから、今続けておりますノーテレビ・ノーゲーム運動ですか、これだけは読みたい100冊運動を今年度もずっと続けていって、なんとか協力をしながら、子どもたちの学ぶ基礎的な力をつけていきたいというふうに思っております。

それから、生活態度。これ規範意識なんかも含めて考えられることですが、将来の夢や目標を持ち、難しいことでも失敗を恐れずに挑戦をするなど、より積極的な生き方っていうことを考えると、これは若干弱いということが言えると。国と比較して二、三%の違いではありますが、この点についてはまだまだ弱いというふうに考えておりますし、それから学校の決まりを守ること、それから友達との約束を守ること、そして人の気持ちがわかるような人になりたいということ。こうしたことを回答から考えると、人に迷惑をかけないように生きていきたいといったことについては、郡上の子は比較的高い数値を示しております。

それから、今度は地域社会の行事などの参加の問題ですが、社会の一員として生活しようとしている姿が浮き彫りになると思います。それは行事への参加でいいますと、小学生で約85%、これが国は67%、中学生で約57%、国が43%ですので、こうしたことは公民館活動への参加ですか、あるいは郡上おどりや白鳥おどりへの参加ですか、地域行事のそういった参加がこうした結果に表れているというふうに思います。

したがって、今後も郡上の社会参加としてふるさと学習については、さらに力を入れていきたいというふうに思っております。ただ、最初に申し上げました夢や目標を持って生きるとか、あるいは自分に自信を持っていくことが、まだまだ弱いというふうに思っておりますので、こうしたことについては豊かな体験が今後も必要になってくると思っておりますし、いろいろな大人の方と出会いながら、あこがれの大人に学ぶということも必要だと思っておりますので、郡上市全体が子どもたちの夢を育てるような地域であるように、これも力を入れて、いろんな事業を進めていくことになろうかというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 私もこの子どもたちの生活の様子の結果すべではありませんが、ちょっと関心のあるところだけ、学校教育課で教えてもらいました。

一つの設問が、「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますか」という、その答えで、これは教育長言われたように、子どもたちがどこを丸打つかですが、1番「当てはまる」、

2「どちらかといえば当てはまる」、3「どちらかといえば当てはまらない」、4「当てはまらない」という、この4つの中から選択するわけですが、市内の児童生徒はどちらも全国の平均、岐阜県の平均を上回っておりまして、私は児童生徒と先生との関係というのは郡上市は良好に進んでおるんだなというようなことを感じました。

ただ一つ、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思えるかという設問があつて、ここでは全国と岐阜県の平均より小学生は多く、いじめは絶対いけないというふうに、積極的にいじめを否定をしておりますが、中学生はほんのわずか、ほんのわずかなんですけれども、いけないことだというふうに毅然として否定をするという判断が全国平均、岐阜県平均と比べるとちょっと。ただ、この答えの中の、どちらかといえば当てはまるを加えると岐阜県、全国よりも健全な判断をしているというようなことで安心をしたわけでありまして、このいじめの問題に対して、もし家庭や地域力といたしますか、地域のそうした教育力に緩みというか、その判断の甘さがあることが中学生のその意識に反映をしているとすれば、やはり今後の家庭教育であるとか、社会教育の中でいじめは絶対いかなのだという、そうした大人のしっかりした判断を、やっぱり子どもに伝えていくことも大事なかなというようなことを思いました。

最後の質問ですが、この学力テストについては静岡県ではどうであったとか、昨年ですと大阪市では市はどういうふうなことをしたとかが話題になりましたが、文部科学省はこれまで禁じてきた市町村の教育委員会が、学校別成績の公表をするということを、ことしから認めることになったということだそうであります。

新聞報道によりますと、岐阜県ではどうかというようなことが報道されておりましたけれども、郡上市はその結果を公開しない方針であるように受け止めておりますけれども、そのあたりについて青木教育長の、この非公開の理由というのはどのようなものであるのか。なぜ公開できないのかということをお尋ねいたしますし、市長には、教育長のそうした判断に対してどのように評価をされるかということ、合わせてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 学校別の成績をずっと並べて公開するということはしないという、そういう今、立場であります。

その理由ですが、全部で4つありますけれども、1つは、先ほどからお話しをしておりますように学力の状況と学習の状況と学校の指導と、関連を付けながら分析をして改善策を見つけていくということが一つは大事なことで、これは一人一人に、結果は子どもたち一人一人にいきますので、子どもたち自身も自分の学習や学力の状況がどうであるかということ振り返るという機会になり、まずはそういうことに活用したいということが一つです。

それからもう一つは、平均正答率というのは、これは母集団である子どもの数によって計算がさ

れますので、郡上の場合、学校の子どもの数が非常に少ないところでは、1人の正答率の高い低いによって学校全体の正答率も大きく変わってきます。そういう意味ではあまり比較するということの意味自体がないということです。

それから、もう一つはごく小規模の学校、例えば2人とか3人の。これはもうそのままその子の学力状況を表に出すということにもなりかねませんので、そういうことについては、これは避けていきたいということが3つ目の理由で、4つ目の理由ですけれども、この正答率の背景にはさまざまな条件があります。指導法もちろんそうですし、このさまざまな条件を一律に数だけで判断をするということで、それをそのまま学校の教育活動の評価ということにつながってしまうという、そういう恐れもなきにしもあらずというふうに思っておりますので、特に正答率を数字として表す場合には、各学校であっても、また教育委員会であっても十分慎重に扱っていきたいというふうに思っております。

ただ教育委員会としては、市の全体の正答率でありますとか、あるいは課題については何らかの形で公表ができていくような方法を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 教育長のただいまの公開に対する考え方、妥当なものであると考えております。

（12番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 質問でも言いましたように、この学力テストの成績結果の発表ということについては、特に静岡県知事あたりが新聞報道されました、その手法というものが。なぜ、市長にお尋ねをしたかといいますと、教育委員会制度が見直されて、首長の教育行政への権限が強まるのではないかということが、このきょうの議題でも一般質問でありましたし、懸念をされておるところですので、老婆心ながら市長さんはそのことについてどういうふうにお考えなのかなということをお尋ねした次第であります。

私も今回、この先ほど示しました小学6年生と中学3年生の問題を読みました。挑戦してみましたが、何とか小学生のA問題、基礎学力については時間は20分以上かかったかもしれませんが最後までできましたが、もうB問題については最後まで読んで考えるという根気が続きませんでした。中学生の問題はとてついてもついていけるような根気がありませんでした。

もし、私がこの児童であり、対象の生徒であったとすると、恐らく調査の当日、担任の先生が上田君、顔色が悪いようなので、保健室でちょっと休んだらどうやというようなことを、まあ自治体によってはあまりこの結果を、なんていいますか、偏向的に重視をするとそのようなことも出てくるのかなというようなことを思った次第であります。

ある新聞の全国学力テストという社説では、次のような文言で結んでありました。「木を見て森を見ずを憂う」ということでしたけれども、題名は。テスト向けの教員研修や補充学習に注力したり、注意を注いだり、過去問、過去の問題などの問題集を充実させたり、同様の取り組みは全国に広がりつつあると。テストは授業や学びの改善に役立たせるのが目的だ。学力のほんの一部を示す数字に学校が振り回されては危うい、子ども一人一人異なる持ち味をのばす全人的教育を見失わないでほしいというふうに結ばれておりました。

私も、きょう教育長、そして市長のお話を聞いて、こうした学力テストというのが授業の内容であるとか日常生活のあり方を教職員の先生方も見直していただいて、というようなのは道具といえますか、指針にして活用するというところで、教育長の非公開の理由の一つに、調査の主目的は、今言いました学校での教育指導の充実や学習状況の改善等に役立たせるんだということでありまして、安心をいたしました。

次に、青少年の育成支援の推進についてお尋ねをいたします。

平成21年であります。困難を有する青少年を支援するための法律である子ども・若者育成支援推進法が制定をされております。この法律が制定された背景には、有害情報の氾濫と子ども、若者を巡る環境が悪化する中で、ニート、引きこもり、不登校、発達障がい等の子ども、若者の抱える問題がますます深刻化しており、従来の個別分野での縦割的な対応ではなく、福祉、教育、保育、医療、雇用などの関係機関と関係団体がネットワークを整備して、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども、若者を地域で支援していくために施行された法律であると、この法律の目的ではうたっております。

そしてこの法律の条文の中に、市町村は子ども・若者育成支援についての計画を策定するよう努めるものと、これは努力義務でありますけれども、そうした文言もあります。そこで、郡上市のこの子ども・若者育成支援推進法に対しての現状と、今後の取り組みの方針はどのようなものであるか。郡上市には郡上市青少年育成市民会議がありまして、その会長は日置市長だということでありまして、特に日置市長にお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいまお話がございましたように、平成21年に子ども・若者育成支援推進法という法律が制定をされまして、施行は平成22年4月1日からということになっておりますが、この法律の題名からも推察されるように、従来青少年というような言葉を使っておりましたけれども、この法律は子ども、若者というふうにいっているということで、関係の資料を見ますと、従来青少年というのはおおむねゼロ歳から30歳未満、およそ29歳ぐらいまでの方を青少年というふうにいってた。しかし、今日いろいろ若い人が抱える問題は30代にも及んでると。ニートとか雇用の問題とかいろんな問題もあるということで、おおむね39歳ぐらい

までをやはり、施策の対象として考える必要があるだろうというようなことで、あえてこの法律は子ども・若者育成支援推進法というふうになったと、いうふうに解説をされております。

地方公共団体の責務は、大きくいうと3つ、3本柱がございまして、1つはこの法律の理念に基づいた、あるいは国や県のそういった基本的な方針とか計画に基づいた子ども・若者計画の作成と。例えば郡上市子ども・若者育成支援計画ということだろうと思いますが、そういう計画を策定してほしいと。それから、もう一つはそういう子ども、若者に対する総合的な相談機能というものを整備してほしいということ。

そして3つ目は、こうした子ども・若者の育成を支援していくための地域協議会というものを設置してくれと。これだけの3つの3本柱を地方公共団体の努力義務というふうに規定をされているということでございます。

これまでの郡上市の対応ということを考えてみますと、先ほど御指摘がありましたように、郡上市においては既に青少年育成会議というようなものを持って、広く青少年の健全育成に関連する関係の機関、団体が組織をもちましていろいろな取り組みをこれまでしております。市民の皆さんからも多くの皆さんに青少年育成推進員であるとか、指導員であるとかいう形で協力をしていただいておりますので、今までの取り組みとどこかカバーしきれないところがあるのかということ考えますと、若干年齢層等においては、今までよりも視野を広げる必要があるのかなと。30代の方々ですね。というようなこととか、あるいは、これまでの青少年育成推進会議というのは、主としていわゆる非行防止であるとかいうような、あるいはいじめ防止とか、いろいろそういうようなことに注力していた面があって、例えばじゃあこうした若い人たちの雇用とかいうようなことはどうだったんだろうかということを見ると、若干カバーしきれないところがあるのかなというふうには思っております。

率直に言いますと、この法律ができましたが、この法律が求めているただいま言ったような3本柱の対応に現在の郡上市は十分対応しきれているかという点、十分対応はしきれていない。従来の施策の中でカバーをしているものもあるけれども、していないものもあるというふうに、私も率直に考えております。

それで、一度県下の市町村においても、いろんなこの3本柱について、きちっと全部対応しているというところは少ないというふうに聞いておりますし、県のほうで今、そうした市町村の対応というものを促すために、いろいろこの法律の理念に基づいたいろんな研修等を平成26年度からようやくかかろうとしておられるというようなことでございます。そういうことでありますので、我々もそうした県の研修というようなものにも必要な方々に受けていただきながら、この対応を考えていきたいというふうに思っております。

ただ、私の考え方としては、例えば地域協議会のようなものは、あまり似たような趣旨のものを

たくさん乱立させるといことはどうかというふうに思いますので、これまでであるような、例えば青少年育成会議というようなものの取り組みの範囲を広げるといようなことも含めて、今後の対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） この子ども・若者育成支援推進法の、市長、今、言われた計画づくりについては努力義務ということになっておるその背景には、次世代育成支援行動計画がある市町村については、それでカバーしとるんだというようにことで読み取りましたが、郡上市の次世代育成支援行動計画は26年で、今年度で後期の実施計画が終了しまして、お聞きをするとその後は、27年度からは子ども・子育て支援事業計画に移行するというようなことを聞きました。

やはり、この子ども・若者育成支援推進法の理念としておるところは、やはりこの子ども・子育て支援事業計画には十分反映しないんじゃないかというような思いを持っております。そこで今、市長が言われたように、郡上市の青少年育成市民会議であります、私もある所属のところから代表で出ております。それぞれ啓発活動であるとか、いろんな活動は十分にやっておっていただくというようなことは評価しますけれども、ややもすると活動が硬直化してきて、単なる連絡協議会のような様相をていしているのではないかと。会計の面でも先日意見がありましたけれども、そのようなことを思っておりますので、どうかこの郡上市青少年育成市民会議の会長として、この子ども・若者育成支援推進法の理念が反映するような活動をできるように、ひとつ御尽力をいただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

◇ 田代 はつ江 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） おはようございます。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについてということで、質問をさせていただきます。

2010年の時点では認知症患者は、全国で約280万人。高齢化の進行とともにその数はふえ、2025年には470万人ほどに達するだろうというふうにいわれています。認知症は脳の病気で、食事をしたばかりなのに「ご飯まだか」と言ったり、時間や場所などがわからなくなる症状が出ますが、認

知症になっても心は生きているというふうにいわれています。また、話を聞き、理解してくれる人がいることで、本人も病気を受け入れて向き合うことができるといわれています。ということは、声をかけてくれる人の存在で症状は和らぐということもあるということなのです。認知症の人を否定するのではなく、受け入れられることが大切ということで、今、全国的にいろいろな取り組みが行われています。

先日、文教民生常任委員会の視察研修では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指してみえる小矢部市の「認知症安心ネット」による地域支援体制を勉強してきました。出前講座では認知症サポーターの養成を地域、職場、学校、行政を対象に幅広く行ってみえました。

特に感動したのは、小学校での開催です。同じように子どもを対象に啓発してみえるところの小学4年生の子が「認知症になっても心は変わらないことを知りました。思いやりを持って、優しく声掛けするようにしたいです」と書いてあるのを新聞で見たことがあります。子どもたちとともに、認知症の人の気持ちを考えサポートする子ども向けの認知症教育を郡上市はどのように行ってみえるか、最初にお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） ただいま田代議員のほうから、子ども向けの認知症教育の取り組みの状況についての御質問をいただきました。

現在、市の中で、まず教育部門におきましては、命と人権を大切に子どもを育てることを重点に掲げておりまして、人権や道徳教育の推進を進めているところでございます。認知症に限らず、障がいのある人や高齢者に対する正しい理解と認識を深めていただくための取り組みであります。

内容としましては、市内の全小中学校が、社会福祉協議会から福祉推進校としての指定を受けておりまして、介護老人施設等に児童生徒が訪問をして入所者との交流を深める活動でございますけれども、平成25年度にあつては延べで253人の児童生徒が参加をしております。また、高齢者や障がい者の模擬体験学習でございますけれども、こちらのほうは年間62回という実績がございます。

私どもは福祉分野でございますけれども、こちらのほうは平成の20年度から認知症に関する正しい理解、また知識を身に付けていただきたいという狙いを持って、認知症サポーターを養成するための講座を各地区で実施をしてきております。平成24年度からでございますけれども、対象を小中学生まで広げまして、認知症キッズサポーターの養成というものにも現在取り組んでおります。

ちなみに、平成24年度でございますけれども、市内6校、小学校が4校、それから中学校は1校、それから特別支援学校1校というところで実施をしておりまして、参加いただいた児童生徒の数が98人というところでございます。昨年度平成25年度は4校でこれを実施をしておりまして、小学校3校、特別支援学校1校というところで、受講生は100人という実績でございます。

この講座の内容でございますけれども、保健師、または社会福祉協議会の職員が学校に出向きまして、クイズやら寸劇、絵本、こういったものを使った学習であるとか、グループワーク等も行っておりまして、認知症について理解を深め、自分たちができることや認知症の人との接し方、こんなところを学んでいただいているところでございます。まだまだ、全校には達してはおりませんが、今後より多くの学校でこういった学習が実施できますように、学校と連携しながらサポーターの養成というところを、計画的に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ということは、大勢の方がこの出前講座とかそういうことによって認知症の人に対する教育を受けてみえるということなんですけれども、この学校を選ばれるときは、どうなのが起点になって選ばれるか、ちょっと教えてください。

○議長(尾村忠雄君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) この学習の歴史はまだまだ浅うございまして、具体的には、まず学校と連絡をとりあいまして、いわゆる学校のプログラムの中でそういった時間を頂戴をするということになります。1回の講座のおおよその時間ですけれども、学校の御都合もございまして、1講座当たりおおむね1時間半ないし2時間までというところで、先ほど御紹介をさせていただいた、学習を展開をしてるということでございます。いずれにしましても、学校との調整の中で、こちらから、今年度はこの講義ということではなくって、広く学校の意向を尊重しながら対応させていただいているところが現状でございます。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。昨日の一般質問の中にもありました、サポーターの方がオレンジリングというのを付けてみえるのが、何年か前にここでも見たことあるんですけども、小矢部市では議員の方もおそらく全部講座を受けられて、議長さんも自らお付けになってみえたので、どうかこのサポーターもどんどんどん、大勢の方が受けられるといいと、そういうふうに思いました。

次に、認知症のことですけれども、いつまでも認知症の方が地域の中で明るく生活していくためには、気軽にそういう人たちが集まることができる場所が必要です。地域住民と交流を深める、例えば認知症カフェなどの開設等を郡上市は考えておみえになるのでしょうか。

○議長(尾村忠雄君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 認知症の方が集える場というところの御質問かというふうに思い

ますが、認知症の方と地域住民の方との交流というところでございますけれども、市内のグループホームであるとか、特別養護老人ホーム、こういったところにおきまして、入所者が地域の清掃活動であるとか、イベント、そういったところに参加をいただいたり、園児や児童生徒を施設に招いての交流活動というものがそれぞれの施設の中で、現在行われております。

そこで、認知症の方が気軽に集まれる場づくりにつきましては、現在、各地区で行われております高齢者のサロンというものがございます。今、市内各地には118のグループがございまして、このサロンに認知症の方も参加をされてみえるというところも多ようございますので、私ども行政といたしましては、認知症を予防するための知識をさらに深めていただきたいということから、専門職であります保健師であるとか理学療法士、こういった職員が出前講座としてそれぞれの会場に出向いております。こういったサロンを一層充実をさせて、高齢者の方だけではなくして、時には若い方や子どもさん、そういった方々の交流の場となるように、今後側面的な支援にはなりますけれども、努めてまいりたいと、そんなことを思っております。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) それでは、3点目に、この家族を支援する輪を広げるための活動というのがどのようになされているのかをお聞きしたいと思います。

周りが温かい目で見守り、偏見を持たないようにすれば、その家族というのも病気のことを気軽に皆さんに打ち明けられるようになると思います。見守りネットワーク、徘徊模擬訓練、見守り協力事業所登録等を含めてお聞きしたいと思います。例えば福岡県の大牟田市ではSOS徘徊者情報というのが、市役所から一斉に登録されているところへ送信をされて、万が一、徘徊でちょっと行方がわからないとかそういうときには、皆さんが協力して見守りをされるっていう、そういう制度が、制度っていうか、そういうのをつくってみえます。例えば運送会社とか、タクシーとか郵便局とか、あとは一般の市民で登録されている人なんですけれども、そういうようなことがあるんですけども、郡上市としてはこういう取り組みについてどのようになされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 今ほどの御質問でございますが、地域での見守りネットワークというものを構築するということにつきましては、議員御指摘のとおり認知症を正しく御理解をいただいて、地域で支援ができる方をふやしていくということが非常に大切であるというふうに考えておきまして、市では先ほど申しました認知症サポーター養成講座というものを平成20年度から開催をしております。

これまでに受講された方でございますけれども2,200人余の方にこの受講をいただいております。

が、受講者には昨日、渡辺議員のほうからも御紹介をいただきましたオレンジリングというものを私もしてございます。実は、これがオレンジリングというものでございますが、このオレンジリングは認知症サポーターの目印というものでございまして、このオレンジの色でございますけれども、温かさを感じさせるというところでもございまして、意味合いとしては手助けしますよというような、そんなところの意味も込められているというところでもございます。

この養成講座でございますけれども、大変大切な事業の一つということと考えておりまして、今後も引き続き自治会であるとか事業所等の協力を得ながら、継続して実施をしていきたいということも思っておりますし、広く市民の方にこういった講座を開催をしておるということにつきましては、広報誌であるとかケーブルテレビ、こんな媒体も使いながら、さらなる周知に努めていきたいというふうに思っております。

また、この養成講座を修了された方を対象といたしまして、もう一步進んで地域の認知症対策に参画をしていただけるボランティアを要請するために、昨年度、平成25年度からでございますけれども、認知症サポーターのステップアップ講座というような事業も展開をさせていただいております。認知症の方やその家族を支えていくためには地域の理解と協力が不可欠であることは当然のことでもございまして、議員御指摘の地域の模擬訓練であったり、協力事業所への働きかけ、九州の先ほどの事例はまさに全国的にも有名でございまして、こういった先進事例を参考にしながら実践に向けた検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。6月議会で5番議員が、認知症老人の徘徊時の監督責任ということで質問をされましたけれども、在宅介護とか老老介護が行われる中、こういうことが本当に地域で見守っていかなければならないことがいっぱい出てくると思います。

私が研修会に行って一番感動したお話の中で、あるおばあさんが、夕方うろうろしてみえた。おばあさん、何しとるのってその方が、認知症の方って知ってみえるんですけども、お聞きになったら、そしたら息子が帰ってくるもんで今待つとるんやって言われたけれども、その息子さんっていうのはとてもそんな、おばあさんが考えているような小さい息子さんでなくて、本当に大きな息子さんなんですけども、そこら辺がおばあさんにとって認知症の病気だと思うんですけども、待ってみえる。普通やったらそんなあんなところの息子さんなんて、もう大きいなとかなんとか言うんですけども、その方は、わかったわかった、そんなら一緒に探しに行こうって言って、そして一回りぐるっと回って、そして家まで連れて帰ってこられた。私はそれが本当の地域の見守りだっというふうに思いましたので、どうかこの認知症の方に対しての教育を子どもさんから、また地域の人の一層進めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、子育て支援についてということでお聞きしたいと思います。

「田舎暮らしの本」という雑誌で、住みたい田舎ベストランキングで郡上市が上位にランキングされたことは、6月議会の一般質問でも取り上げ、私個人の議会だよりにも掲載しました。そこに住む人には、案外そのよさがわからないという現実を改めて認識してもらうためでした。

思ったとおり、反響はありました。特に子育て世代にびったりな田舎ランキング第1位は「知らなかった」「すごいことや」「もっとみんながUターンして郡上市に住んでほしいな」などなどの声が多く聞かれました。

昨年12月定例会で、市は少子化や核家族化が進み、近所とのつながりが希薄になる中、子育てに対する不安や悩みを持つ親がふえている現在、こうした家庭に適切な知識を持った支援員が育児の相談や家事支援、育児支援を行っていく必要があるので、今後取り組んでいく旨、答弁されました。これにつきましては、子育ての不安や悩みを抱える保護者に対し、正しい子育ての知識をアドバイスしたり、寄り添う支援ができる人材を育成するために、郡上福祉未来塾というのが行われまして、サポートリーダーの養成講座が8回にわたって行われ、この中から、これを卒業された中から支援員の方をお願いしていくというお話がありましたけども、あれから約6カ月たちました。支援員のその後の活動と、そしてできれば相談がどんな相談があったのかっていう、その内容等がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 今年度から実施をしております事業の取り組み状況についての御質問をいただきました。御存じのように市では今年度から養育支援訪問事業というものを創設をして、実施をさせていただくことになりました。この事業の趣旨であるとか背景については、今ほど議員お示しのとおりでございます。

そこで、この事業でございますが、ことしの6月の27日でございますが、先ほどの養成講座を修了された方のうち、助産師、また看護師、教員資格、こういった専門資格をお持ちの方で、なおかつ子育て経験が豊富な方、6名の方に臨時職員という身分になりますけれども、市のほうで採用をさせていただいたところでございます。

そこで、現在の取り組み状況でございますけれども、妊婦健診や乳幼児のお宅に対しての全戸訪問、また乳幼児健診等を通じまして、育児や子育てに不安や孤立感を抱いてみえるお母さんであったり、お子さんの発達を心配してみえるような御家庭、こんなところを機会を通じて保健師が調整をさせていただいて、今現在、支援が必要ではなかろうかと思われる家庭10件を、訪問をさせていただきたいということで決定をさせていただいてございます。

各家庭に対しましては、保健師を介しまして御訪問をさせていただく日であるとか、時間であるとか、そんなところを調整をさせていただいたところでございますが、一部ケースにおきましては、

家族とは違う他人が介入をするというところの抵抗感と申しますか、そんなようなケースも数例ございまして、こういった御家庭に対しましては事業の狙いや事業の中身、こんなところを丁寧に説明させていただくことで、訪問員の受け入れにつなげていきたいというふうに思っております。

また、いわゆる産後からの支援ではなくして、妊娠期からのかかわりがこの事業を占める上において非常に有効ではなかろうかと、そんなことも思っております、そういった支援が必要と思われる妊婦家庭、こんなところにつきましても、この事業の対象とする中で、調整を進めさせていただいているところでございます。

議員お示しのとおり、やはり母親の心身ともの安定というものが、非常に子どもの成長には不可欠であるというところでございまして、この事業が効果的に実施ができるよう、保健師、またいわゆる6名の訪問員、ともに情報を共有しながら活動を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 今、お話されたことを含めて、子育て支援の市としての取り組みがどのような方法で知らされているかをお聞きしたいと思います。昨日もちょっとこの町のことが出たんですけども、島根県の邑南町というところの子育て支援ガイドという、これはコピーしたものですけども、ちょっと雑ですけども、こういうものがあります。この邑南町では日本一の子育て村を目指して、邑南町子育て支援ガイドという冊子に医療、保健、福祉、教育、就労、結婚、定住支援、生活、環境を区分し、区分別に担当課、支援策、そして一口説明と一目瞭然。誰が見てもわかりやすい表にして発行してみえます。

もちろん、郡上市でも子育てに対しては切れ目のない支援ということで、支援策は邑南町に負けないくらい充実しています。ただ、わかりにくいというのが市民の声です。現在の市の周知方法とわかりやすい方法に向けての今後の取り組みについて、教えていただきたいと思っております。時間ありませんので、簡単に結構ですのでお願いします。

○議長(尾村忠雄君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 市民への周知方法というところでの御質問でございます。

議員御指摘のとおり、郡上市で行われている数多くのこの子育てに関する支援の事業であったり取り組みでございますけれども、市民の皆さんにわかりやすく利用しやすい情報としてお伝えをしていくということが、非常に大切なことであるというふうに思っております。

幾つか現状の取り組みを御説明したいところでございますが、昨日もお話をさせていただいた、こういった子育て通信、これ毎月発行しておりますし、年に1回でございますけれども、その年の新規事業であるとか、拡充した事業を掲載しております、紹介します郡上市の健康福祉と、こん

なところも関係者にお配りをさせていただいておるといこととでございます。ただ、こういった活動が総合的に適応されているかというところになります。これは課題として捉えてでございます。

そこで、健康福祉部では、現在、安心子育てガイドブック、これまだ仮称でございますけれども、こういった小冊子の作成を今現在、進めさせていただいております。子育てに関する各市の事業、事業メニューの紹介であるとか、その手続き方法、当然担当課というものもしっかり明記をした、そんなわかりやすい小冊子にしていきたいというふうに思っております。年内の完成というものを目指しておりますけれども、この出来上がった以降につきましては、母子手帳の発行のタイミングであるとか、また乳幼児健診等々、いろんなところで市民の方に目に触れていただくような、そんなところでこの事業を、今現在、進めさせていただいておりますので、また完成のときには議員各位にもお渡しをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。その節にはこれもぜひ参考になさってください。すばらしく、一目瞭然ですので。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

小中学生のスマートフォン利用に伴う無料通信アプリの使用についてのルール作りについてということで、質問をしたいと思っております。

スマートフォンの利用者増とともに、LINEなどの無料通信アプリが小中学生にまで普及し、長時間利用により健康や学習への悪影響のほか、いじめや性犯罪の温床になるなど、多くの問題が浮上しています。

愛知県刈谷市では今春、全小中学校21校が各家庭に対し、1 不要なスマホは持たせない、2 フィルタリング(有害サイトの閲覧制限)を利用、それから3番目に、午後9時以降は保護者が預との指針に基づき、ルールをつくるよう要請したとありました。

指針は、児童生徒の健全育成を目的に幼稚園、小中学校の園長、校長らで組織する市児童生徒愛護会が発案したそうです。その中で、昨年度まで同会委員長を務めたある校長は「ラインのトラブル増加が話題になり、指針を作成した。携帯電話は親が契約して子どもに貸すもの。子どもから引き離すという責任感も持ってほしい」と話してみえました。

携帯持ち込み禁止のこの学校で、3年の女子生徒のライン利用は1日1時間から2時間、指針を受けて両親と話し合い、午後10時にはスマホはリビングに置くと決めた。「夜遅くに友達に返信できなくても、翌日謝りやすい」と話す一方で、「元からあった親との約束に加え、ルールがふえてきつくなった」という不満の声もあります。

同じ学校の1年生の娘に小5で携帯を持たせた際、ルールを決めたという女性は「午後9時に親

が預かるといっても、それまで自由に使えてしまう。私たち保護者がしっかり守らないと」と気を引き締めているということです。

午後9時以降の交流サイト利用禁止を近いところで、関市でも最近決められたと新聞で見ました。関市のこの決められた方は、先日も新聞に出ておりましたけれども、関市のPTA連合会の会長で太田尚文さんという方です。市の教育委員会や市の小中学校長会に今回の携帯電話利用制限の取り組みを提案した方ですけども、この方がおっしゃるには、今回の取り組みが親子で携帯電話の使い方を考えるきっかけになれば。我が家も中学生の息子と話をした。息子は携帯電話を持っていませんが、自宅のタブレット、端末を夜に使うときは親の目の届く居間でと改めましたって、こういうふうにおっしゃいましたけれども、この郡上市の小中学校におけるルールづくりの取り組みを、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、スマートフォンの利用のルールづくりですけども、郡上市の場合は、基本的には自分で自分をコントロールをするという力をつけるということを大事にしたいというふうに思っておりますので、ルールを与えるということではなくて、各家庭でルールづくりをしてもらうということを基本にしております。

そこで、ルールづくりの現状ですが、今、どの学校でもスマートフォンも含めた情報機器についての使い方についての学習はしておりますし、PTAでもそういったルールづくりの必要性についても、さまざまな研修を進めていただいておりますが、30校の中で各家庭でほぼ100%ルールができてきているのは9校あります。それから、8割程度の家庭でルールづくりができていうのは19校、そして秋のPTAの研修会でルールづくりを取組むというのが2校。

ですから、秋が終われば8割以上がルールづくりができていう傾向にあるというふうに思います。

（4番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 自治体やPTAが主導し、使用ルールづくりを促す取り組みも、今、教育長がおっしゃったように行われていますが、最終的には家庭での話し合いが重要と、そういうふうに使われております。家庭での話し合いで、我が家はこんなふうにしてルールづくりをしているという実例がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 幾つか例がありますが、その中から代表的なものを。

ゲーム機の使用は夜8時までとし、使用が終わったら居間のタンスの上に置く。もう一つは、他人の悪口を書き込まない、時間を決めて利用をする、また子どもと一緒に設定を確認し、何かあつ

たらず相談をする。それからノーテレビ・ノーゲームなど、自分で決めた約束を、毎日カードにチェックしている。それから、家族もいるところでしか使わない。買い与えた保護者の責任で、夜9時以降は預かっている。PTAの取り組みとして、家庭での約束時の指針を取り決めていただいたり、あるいはテレビやゲーム、ネットの約束をつくられたりして、家庭に配付したりするという、そういった積極的な取り組みもあります。

ちょっと補足させていただきたいんですが、今後とも力を入れていきたいということとして私たちとしては、ルールづくりの100%を目指しております。岐阜県のその青少年保護育成条例が10月1日に施行ということで改正されたんですが、その中でフィルタリングについて、保護者にはフィルタリングを利用しない正当な理由を記載した書面を事業者に提出するということが義務付けられました。

それからもう一つ、家庭において青少年のインターネット利用状況を適切に管理し、ルールづくりに努めなければならないということも書き込まれておりますので、こうしたことも、これから一つの力としながら、100%ルールづくりを目指していきたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。健康や学習への悪影響がないように、こういうルールづくりをどんどん進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

最後に、時間がありませんので読むだけになるかもしれませんが。

国民年金保険料の納付向上についてということで、質問をしたいと申します。

国民年金保険料の納付率向上や、無年金、低年金の防止に向けて、特に若者への啓発活動の強化が求められています。そこで、日本年金機構が全国各地の高校や大学などで出張年金セミナーを実施し、成果を挙げているという新聞記事を読み、大変興味を持ちました。

65歳を過ぎると、生活に必要なお金は1人当たり年間131万円ほどいるそうです。年金は世代間の支えあいでも成り立っている。老齢、障がい、遺族の3種類があるなどの特徴を説明され、受講後のアンケートでは年金のイメージが一変し、「たいへん良い」「まあ良い」と答えた割合は、高校生が受講前の33.2%から75.2%に大幅アップ。大学、専門学校も25%から69.6%に上昇したそうです。生徒が制度を知る機会ほとんどなく、セミナー終了後、生徒らは「20歳になったら国民年金に加入することを初めて知った」「年をとっていなくても、障害年金を受け取れることがわかった」などの感想をよせていたそうです。

公的年金の業務は、日本年金機構が管轄するところであり、直接的には関係のないことかもしれませんが、私たち市民が安心して生活を送るために公的年金制度は、健康保険制度とともになくてはならない大切な社会保障制度です。

セミナーは各地域で、機構側が関係教育機関と交渉し、協力を得て開催しているが、正規の教育課程にないために、協力が得られにくい傾向にあるそうです。出張セミナーは意識啓発の上で有効な手法の一つと思います郡上市の年金機構とのかかわりと、意識啓発の方法等を教えていただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 国民年金保険料の納付率の向上についての御質問でございます。

御承知のとおり、国民年金制度でございますけれども、20歳になりますと本人の意思にかかわらず、基礎年金の番号というものが付与されまして、合わせて保険料の納付義務を負うということになります。ちなみに、平成25年度の郡上市における国民年金保険料の納付率でございますが、若年層でございます30歳代未満の納付率でございますけれども、郡上市が68.8%ということで、管内の美濃加茂年金事務所管内でございますけれども、67.6%、県の平均が65.6%ということでございますので、郡上市においては、幾分高い状況というところではなかろうかというふうに思っております。

ただ、二十歳とはいっても、自力で保険料と納付することが難しい年代でございまして、大学であったり、専門学校に通学してみえる学生さんが多いということから、制度にございます学生納付特例制度であったり、若年者の納付猶予制度、こういった免除制度に対する啓発が、まずは必要ではなかろうかというふうに思っております。

一方で、二十歳到達前の学生さんを対象にした啓発活動として、平成25年度から年金機構による地域展開事業というものが実施をされております。その一つが、今、議員お示しの高校、大学に対する年金制度説明会、年金セミナーというものが、全国的に今、展開をされておるというところでございますが、課題については先ほど議員がお示しをされたとおりであろうというふうに思いますけれども、年金機構のほうでは、郡上市内の高等学校に対しましても、開催の呼びかけを行われるということを知ってございますが、市としましては当然、こういったセミナーに対する協力要請ということを、年金機構とともにやっていくということは、非常に大事なことやと思っておりますけれども、このセミナーにとどまることなく、広報誌であるとかケーブルテレビなどの媒体を通じまして、相互扶助によって成り立っております、この国民年金制度の仕組みであったり、保険料の納付の必要性、こんなところを年金事務所と連携した取り組みとして、進めてまいりたいというふうに思っております。

また、この年金機構と連携した取り組みとしましては、毎週木曜日になりますが、大和庁舎を会場にして年金出張相談所というものを開設をさせていただいております、市民の皆様方からの年金に関する諸手続きであったり、年金の加入記録の照会、こんなところの御相談に当たっているところでございますので、よろしく願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。先日の委員会で、年金の相談の日にちが木曜日に定められ、昨年は50回で226件の年金相談があったというふうにお伺いしましたので、こういうこともよくわかりました。

時間になりましたので、これで一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

(午前10時52分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時08分)

○議長(尾村忠雄君) ここで、教育長より発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長 青木修君。

○教育長(青木修君) 先ほど、上田議員さんの御質問の中で、学力状況調査の中の中学校の数学の結果について、一部国の平均値よりやや高いというふうにお答え申し上げましたけれども、A、Bともに、国とほぼ同程度であるというふうにご訂正をさせていただきたいと思います。

◇ 山 川 直 保 君

○議長(尾村忠雄君) それでは、1番 山川直保君の質問を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 失礼します。議長より発言の許可をいただきましたので、この一般質問、最終ですけれども、皆さんにはお疲れのところ、どうかお付き合いをよろしくお願いします。

今回の質問は、観光客の誘客施設についてであります。以下3点ございますけれども、高速道路と、そして自動車道の料金値上げ、また燃料高騰を要因とする観光客の減少の打開策、そして行政がなせる施策についてであります。

2点目といたしましては、行政組織にAD、いわゆるアシスタントディレクターの略ですけれども、その機能を設置する必要性について。

3点目といたしまして、市内の道の駅及び各観光施設等における、観光案内を統一して、そしてかつわかりやすくすることについてを伺ってまいります。

まず、1点目の高速道路料金値上げの質問につきましては、一般質問の初日に10番議員が質問をされまして、当局より前向きな回答を得られておりますので、重なる点もございますが意見を述べて、見解をお願いしたいと思います。

最初に、ローカルな話ではございますけれども、最近私の友人や、また近所の方々と話しをしていると、なぜだか消費税の高くなった話よりも高速道路の料金が上がったことについて、よく話題が出ております。これは、皆さんの周りはどうでしょうか。それぞれのお立場がありまして、個人とか、そして法人とかでは異なる見解があるとは思いますが。

しかし、高速道路の値上げには、私は納得をいたしておりません。政治家がよく命の道といわれますけれども、そのとおりで、例えば急いでいけばいるほど、高速に乗りたいたいんですけども、料金が高いからといって下道をつかった。同じように、下道に下りれば、同じ考えの人たちも、また下道を通られる。そして、急いでスピードを出される。ますます、危険度が高くなるということです。また、誰か病人を載せていくときなど、特にそうだと思います。

さて、商工観光部からいただきました資料によりますと、高速道路値上げの後、本市への観光客の入り込み数が落ち込んでいることは現実として受けとめております。天候や燃料の高騰も原因の一つと考えられますし、しかしながら、これらの自然的な要因は別といたしまして、全国の各地では高速道路料金の値上げの後、とりわけ自動車を移動手段とした観光地への入り込みなどには、悪影響を与えたのではないかと、多くの人を感じていると思います。

昨日、入手いたしました、高速道路4社の通行量資料を皆様方の手元にお配りしておりますが、この通行量減は全国的に言えることでありまして、この減った分全てが変更の原因だったのか、または下道を使ったからなのか、分析は難しいですけれども、本市の各観光施設の入り込みは減少したのが現実であります。

政府は、ことしに入りまして2050年までとしていた高速道路の有料期間を15年間延長しまして、2065年度までとする改正道路整備特別措置法など関連法案を閣議決定し、また国会でも可決されました。

2005年の道路公団民営化のときは、通行料金収入を建設にかかった債務あてに2050年までに返済し、その後は高速道路を無料開放する、そうした計画であったにもかかわらず、高速道路各会社は延長後料金を、収入を担保に銀行借入れなどで資金調達し、そして老朽化した道路の改修費に充てるべく、また大きな事故などを理由として、難なく民営化からたったの10年足らずで計画を修正することとされました。

その間、高速道路各社の配下には、私の私見ではございますけれども、業務を分担する関係会社を多くつくって、そして高速道路各会社の社員の再就職先をいかにも確保しているように思えてなりません。

理由はともかく、会社組織の分散による人件費等の増大も、ここにきて財源確保、そして料金値上げに少なからず、つながっている感が私にはぬぐえません。

こうした話は、ことあるごとに国会議員の先生方とも、こうした実情を私のほうも実情を訴えておるのが、昨今の現状であります。

全国の高速道路会社の6社は、老朽化した橋やトンネルなどをつくりかえたり、補修したりする費用として総額4兆450億円が必要になるとの新たな計画は、民営化時には織り込んでおらず、財源確保が必要となったのが実情であります。しかしながら、政府は現行の高速料金の引き上げや税金の投入も選択肢としていましたが景気への影響が大きいと判断されて、料金徴収期間の収入によって財源をねん出することとした。

それにもかかわらず、その直後に各社は料金の値上げに踏み切られたことは、国民とのコンセンサスが十分ではなかった政策ではないかと、私は思っております。

NEXCO中日本では、観光への影響を懸念して、ぐるっとG割プラン、2日間5,000円で乗り放題というようなことを、配慮はされているものの、この料金値上げは、全国各地の観光産業などに大きく影響したことは言うまでもなく、私が地元国会議員事務所から聞いた話でも、そうした声が飛驒にも、そして隣の長野県民からも出されているようであります。

昨日の中日新聞にも、大きな記事といたしまして、10番議員の質問に対する日置市長さんの答弁がしっかりと記されております。私も、極めてその答弁に同調いたしましたので、記事を改めて読まさせていただきます。

郡上市会見、高速道割引制度見直し、観光産業に影響。そして、下りの最後の文ですけれども、日置敏明市長は、政府に対して、割引制度の復活を要望したいと答弁したとあります。

このことは、産業建設委員会の委員、そして同志議員の方々も思いを同じくしている方も多く見えると思います。

8月の初めでしたが、任意の仲間で県選出の国会議員と懇談をした折に、代議士はまだ地方議会からは今の時点では、高速料金にかかる意見書などは出ていないとおっしゃっておりました。ですから、どうか執行部と議会は団結をして、早期に要望活動や意見書提出に動かなければならないと、強く思った次第であります。

そこで、改めて執行部の所見をお伺いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今般の高速道路の割引制度の、いわば変更といいますか、そのことがこの郡上市を初め、地方の観光地等にとって少なからぬ打撃を与えているのではないかとみられることについては、私どももそのように考えておりますし、できうるならば従前のような割引制度というも

のを復活をしてもらいたいと、こういう思いで、同じような思いを、例えばお隣の高山市さんのほうなどでもそのようなお考えであるようですので、私としては、ことしの秋に開かれる岐阜県の市長会等に、そのことを政府に対して要望すべきであるという意見を提出して、各市連携をしてそのように行動をしまいたいと、要望をしまいたいというふうに思っております。

高速道路と料金という問題は、いろいろな難しい問題ございまして、例えば、あまりにも極端に私は、利用する側からすれば無料であるということは非常にありがたいことではありますけれども、一方、もし仮にそういうふうにしますと、メンテナンスのための経費を誰が負担をするのかというような話、あるいはまだ全国的につながっていない、いわゆるミッシングリンクといわれるような高速道路をどのような財源で整備をしていくかというような問題がございますので、私は基本的には一定の料金は高速道路はとるべきであるというふうに考えてはおります。

しかし、その取り方においては、地方の振興であるとか、いろんなことにも配慮した料金政策というものが需要ではないかというふうに思っております、いわばそういう形で料金の割引等を仮にNEXCO等の負担でやるとすれば、料金の徴収の期間が先のほうへ、将来へうすく伸びていくということではないかと思っておりますが、そのようなことをしてでも、私は今回のような改正はやはり地方に打撃を与えておりますので、何とかしてもらいたいという要望を、国やNEXCOにやはり要請してまいりたいというふうに考えております。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 同じ見解であります。議会といたしましても、これは早期に検証とかの、そういう動きを見せなければならないということを思っております。

次の質問に移りますけれども、行政組織にAD機能を設置する必要性について、執行部のお考えを伺いたいと思います。

ADとは、今回メディアでいうアシスタントディレクターという意味で質問させていただきますが、アシスタントディレクターは、ウィキペディア辞典で検索すると、放送、映画界等における演出部のチーフであるディレクターの下に位置する職種で、演出補、また演出助手、演出補佐などを受け持つ仕事であります。

細かく仕事内容を申し上げますと、テレビの場合、バラエティとドラマにおいては若干異なりますが、バラエティの場合は取材の手配としての取材先への交渉と確保、そしてタレントや現地の人たちを含め、出演者の手配、ロケーションの下見、交通機関の予約、合わせて取材先候補のリストアップはアシスタントディレクター、すなわちADの仕事であります。

このほか、取材機材やロケーションの技術スタッフの手配、編集室の予約、完成したテープの納品、データ起こし、撮影現場の指揮代行、そのほかロケ中の宿泊予約や編集集中の食事、飲み物の手

配や買い出し、ロケ現場での車どめ、人どめ、清掃など、多様な雑用も行っておられます。また、時にはディレクターの演出の意図を読み取って、自発的に行動しなければならないことも多くあります。

こうした大変ハードな仕事であるということを伺っておりますけれども、今回、なぜこうしたアシスタントディレクター機能を、行政組織に組み入れる必要性をお聞きするかと申しますと、この職種を行政に組み込んで、制作会社に協力することによって、テレビロケを1年間に2倍にした静岡県熱海市の例を見まして、ぜひ、本市もこれに倣い、観光客誘客を増大させていただきたいと考えたからであります。

特に、テレビ、ラジオといったメディアの露出度は、観光客数に大きく影響することは、当局も御承知のことと思いますが、テレビのロケ地を制作会社が選ぶ場合、その土地柄、すなわち景観や歴史、文化や豊かさも大切な要素ではありますが、アシスタントディレクターをいかに補佐する機能が、その現地にあるかないかだけでも、候補地を、もしくはリポート地を採用される確率は大きく作用いたします。

熱海市では、熱海を知り尽くした観光経済課職員が、自ら番組や映画会社のADを補佐する現地のADとして、24時間対応でしかも無償でサポートされております。その成果はすばらしく、メディアの露出は熱海市のPRに直結して、宿泊客は前年比で約20万人増、前年比で約7.4%増という、大きな反響があったそうです。

熱海といえば、日本では名の知れた温泉観光地ではありますが、誘客に苦勞された時代もあったところでもあります。

しかし、本市は面積的にも広く、多様なロケーションと歴史、そして文化を有しており、決してほかの地域には引けをとらない、多様な魅力と資源があると思います。それらを生かし、現在の郡上を訪れる観光客656万人を、将来1,000万人に近づけるほどの目標と気概を持って、ぜひ、こうした専門組織を設置されたいと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在行っております、観光課が行っております、いわゆるアシスタントディレクター機能について、御報告を申し上げたいと思います。

実は、こういうアシスタントディレクターの仕事っていうものは、過去ずっと行っておりまして、特に議員おっしゃられましたように、テレビ、ラジオっていうのは非常に宣伝効果が高いものでございまして、例えば、先般もお話いたしましたように、大和の道の駅で、全国放送でバラエティ番組を収録した途端に、お客さんがぐんと増えるということで、非常に効果が高く、かつ経費も少なくて済むといったことございますものですから、この仕事については強力に進めておるわけでござ

います。

昨年度も、かなりな件数を受けたんですが、実は課題が見つかりました。それは、一度に例えば数社入った場合、本当にその現場のことをよく知ったものが、例えばロケーションハンティングの場所とか、エキストラはどこにどうおるってことです。よく知った上で動いたほうがよりスピーディであるといったことの反省に立ちました。

今年度、今、どういうことを始めたと申しますと、それら情報提供、あるいはエキストラのお手伝いとか、そういったものについて、観光課職員もさることながら、市民による郡上市観光メディアサポーター、これ市民6名の方の公募をお願いをしておるんですが、に手伝っていただくと。むしろ、市民目線でよりきめ細かいような情報が、制作会社に提供できんかということをサポートをいたしました。まずは、試行的に行っております。

今、おっしゃられましたように、何を今お願いしてるかといいますと、番組の企画に合った場所のリストアップでありますとか、それからロケーションハンティングへの同行、紹介、それからロケ弁、宿泊等の情報提供、もちろん出演者の化粧の場所とか待機場所の斡旋、あるいは駐車場の確保なんかもやっております。それから、交通規制のことについてもやっておりますし、エキストラの手配でありますとか、それから大きいのはやっぱり自治会の方々への説明とか、そういったことについても観光課職員とそれから市民の方が合わせてやっております。

実態を申し上げますと、平成26年度に入りまして、4月から8月まで27件、大きなものでドラマを取り扱っております。そのうちの3件についてはその市民の協力を得てやっておるということが一つございます。

制作会社にとりましては、一般的な観光雑誌に載るようなところじゃなくて、本当に地元のここがおもしろいぞってところを、むしろ取り上げたいということを強く言われますもんですから、むしろそういう市民の方の市民目線で、ここにこういう面白いものがあつたぞという情報そのものが制作会社に提供できるということで、大変今、制作会社のほうにも喜んでいただいておりますし、もう一つは、制作会社への売り込みということも、その市民の方と一緒に今行っておりますし、現在までに6テレビ会社のほう訪れまして、こういったところも面白いよ、こういうやつもどうですかということで宣伝活動をしておるといったことが、これまでの状況でございます。

今後でございますが、これをさらにまた充実いたしまして、そういう市民団体としてフィルムコミッションを行うような、そういう団体になっていただいて、自主的に郷土に誇りを持って、うちやったらこういうものが提供できるんやというような、そういう自主的なメディアサポーター団体とアテンドができるような組織にレベルアップをしてもらいたいというふうにして思っております。ことしは、まずは実証的に行っているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 本市のほうでもそうしたことをとっていただいておりますということで、私が無知でございました。また、もっとさらに充実をお願いしたいと思います。

その答弁を受けまして、総務部付武藤部長にお聞きをしたいのですけれども、私から見る本市や、そして関係団体の観光施策は、どこも誘客策を第一に考えていることが多いように思われますけれども、そこで、誘客施策が功を奏して、毎年毎年、観光客が伸びてきた場合を想定した、いわゆるインフラ整備が平行する重要な施策となるのではないかと申し上げておきます。

例えば、郡上市各地の観光客が集まる場所として、特に八幡町の市街地を客観的に見てみますと、近年、私から見る限りでは観光客向けの店舗が確かにふえておりますし、踊りの季節は別といたしまして、通常の土日、そして祭日、ウィークデーにわたっても四季を問わず町を訪れる観光客は以前と比べて、多くなりました。

市街地で住まれる方たちや、毎日仕事に来られる方たちは町の姿を日常的に眺めていれば普通と思う方も見えるかもしれませんが、私はある程度、非日常的に街に来ていますので、そうは思わないのかもしれませんが、それは何かと申しますと、八幡町市街地には完全な歩道付きの道路は一部しかなく、学童やそして市民の方々の歩行の安全もしかり、そして特に観光客の目線はお城を見たり、吉田川を見たり、お店を見たり、そして何かを食べながら、そしてジグザグ走行をあちこちへと移動しているために、その歩行を非常に危険に私は感じております。

なお、観光客にとっては、完全に非日常であると思います。観光客の方たちはその道路事情について、どのように感じているのでしょうか。私は心配です。

そこで、十数年前からもさまざまな課題とか問題を乗り越えられてきた市街地ではあると思えますけれども、合併10年目、そして今後の10年間をみ通すとき、市街地のインフラ大改造を何億円かかってでも、ここで思い切って行うということが、私は必要であると考えております。

ことしは天候が悪かったからとか、よかったからとか、そして盆踊りが2万人、3万人の増減があったとか、そのような踊り客の増減が、そのようなだけの話ではなくて、現在の八幡の町の構造で、踊りの時期だけで実際に何十万人までの受け入れが可能なのかと想像すると、私は将来のさらなる発展に黄信号を感じます。

そこで、ありきたりの誰しもが考えることで、私からはとても僭越なことですが、あえて申し上げます。

1つは、現在よりも10万から20万人の観光客がふえても耐えられるキャパシティの確保、そしてそのために町に近隣する大駐車場の整備、つり橋の新設や、新たに今かけられようとしている橋方面への観光客の誘導による動線の分散、そして歩行者天国であります。

2つ目に、宿泊整備と宿泊のキャパの確保、公衆トイレの充実。できれば、新橋の突き当たりあたりの城山に雨天時でもイベントが可能なトンネルホールを兼ねた、向こう側へ抜けるアクセストンネルなどを建設するなど、先人たちの人たちも夢として考えられていたことかもしれませんが、私の勝手な夢、想像かもしれませんが、本当に私たちの郡上を長期的に栄えさせ、守り、伝え、持続させるためにも、今やっておかなければならないことは、合併特例債で、できる限りの大型インフラ整備の政策をするということであると思います。

そして今、郡上市政が本気で郡上おどりを先導に、郡上市全体を全国に発信、発展させようとするのならば、合併特例債のできる期限内の5年間200億円の計画に100億円強をプラスして、それだけしてでも八幡町の市街の大改造を中心に、市内各地域のインフラ整備をして、そして将来、総合力を発揮しうることがポジティブな戦略的政策ではないのでしょうか。

現在の年間656万人の観光客を、近い将来1,000万人に近づけようとか、現在の人口を維持しようとか、もっともっと高い目標を現実近づけるために、この5年間でしか使えない、何度も言いますけれども、合併特例債を将来に向けた投資的インフラ整備に使えないかと、私はいつも考えております。

観光政策を中心に戦略的基盤整備は、近い将来ソフト事業や、そして子育てにも資する財源となるのではないのでしょうか。

これは、あくまでも私の私見で思いを申し上げさせていただきましたけれども、9月6日のおどり納め日に、武藤部長とも御一緒させていただきながら、そして白鳥町出身議員とも御一緒させていただきながら、提灯で送らせていただきました。その時に部長が申し上げたことを、私はよく覚えております。部長はもちろん八幡のことを考えていたようで、私は結構だと思いました。おっしゃった言葉は「郡上おどりを先導に郡上を引っ張る、郡上を発展させる」と私に言いました。私もその熱に入りながら、歩きながら考えておりました。そしたらその同僚議員が、白鳥町出身の議員が、「やっぱり八幡は城下町やな、城がある町はすごいな」と僕に言いました。僕もなるほどと。やはり、郡上は一つで、合併した一つの精神に私たちもなる、本気で今やるかやらんかということが迫られているような気がいたします。

部長には、このアシスタントディレクターの組織の必要性と、説明はもう結構ですけれども、それに平行した同時に着手する施策として、増加する観光客をどのように安全に受け入れられるのか。また、町の構造を将来のためにどのように考えられているのかを、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部付部長 武藤隆晴君。

○総務部付部長（武藤隆晴君） 議員から御質問いただきましたことに、お答えさせていただきます。

実際、今、八幡の町を歩いてみますと、20年、30年前では考えられんぐらいの人が多く歩いております。そして、車も町の中心部へということで、中へ中へというふうに入ってきて、駐車場もな

い中で渋滞を起こしながら、また町の人の生活もそこであるということで、町の生活とそうした観光客、車という問題が、今発生しておることは十分承知しておるところでございます。

そして、議員おっしゃいました町のインフラの大改造というお話でしたけれども、今までの郡上八幡の町につきましても、本当に大きな開革をしてここまで来たということがあります。昭和30年に都市計画を敷きまして、その後、先人たちはこの車社会に向けての外周道路の整備、区画整理の整備、そういうことで町の中の生活を広くとれるようにということでやっていただきました。

それを受けまして、平成8年の都市マスでも、全体移動を掲げましたけれども、町の名のどうしていくかという、まちづくりに手がけたというところ。そのまちづくりが、その20年前ですと、なかなか夏だけのお客さんだけやったということですが、街中の公社をつくり、プラザをつくり、まめバスをつくり、また、いろんな町の人々の協力を得ながら、ようやくここまで来たというのが、この町の歴史であります。

そうしたことを受けまして、今、この八幡の中では20年のこの取り組みの検証を、昨年度しました。市街地の人たちからは、アンケート調査ではありますけれども、調査結果はその施策に対してのおおむねの評価、良というふうである程度いただいており、しかしながら、20年たった今年、非常に大きなそうした問題が出てきておるということで、それに対しての対応ということで、今、昨年度からその都市マスの見直し作業に入っております。これも、アンケートをいただきながら、委員会をつくりながら、いろんな意見をいただきながら、今、進めておるところでございます。そこにつきましては、議員おっしゃいました交通の問題、そして観光のスペースのキャパの問題というところも、課題として大きく取り上げておるところでございます。

今、お話のありました駐車場につきましては、やはり町の交通対策の根幹でありますので、前回の都市マスの中では、最終的にはできることなら歩行者天国化を、人の多いときにやりたいということで計画をしておりましたけれども、市民生活とのなじみはなかなかそこは行かないということで、現在までは町の中の路線バスを外に出して、まめバスで周辺部の移転した集客施設と結ぶということで、交通施策はしてきておりますけれども、もうすでに、それでは対応しきれない街中の交通混乱等ありますので、それに対応した施策を次の都市マスの中では、考えていきたいというふうに思っています。

そして、観光ルートの話もありましたけれども、観光ルートにつきましても、中心市街地、宮ヶ瀬橋とか宗祇水とか、一般的なメジャーなこと、また周辺部の散策して歩く、今までそんだけ知られてないような裏通り等につきましても、ある程度そういう、歩いて楽しめるところをつくっていきなというふうに思っております。

そして、宿泊の部分にも触れてみえましたが、これにつきましても昨年度の所長枠を使いまして、各旅行、旅館組合のほうと協議しながら、よりよい旅館づくりということで施策を進めて

おるということであります。

いずれにしても、観光の町郡上八幡というのは非常に大事ではありますけども、ここには多くの方が住んでみえます。いうことでありますので、この生活と環境をどういうふうに折り合いをつけるかというところを、市民の方と十分話し合いながら、次の計画づくりを進めていきたいというふうに思っています。

また、郡上おどりが郡上を引っ張っていくというのは、今も私、変わらん思いでありますので、そうしたことも含めて、郡上八幡が、先の都市マスでは八幡の市街地という考え方でしたけれども、郡上八幡が郡上市にどういうふうな効果をもたらせるか、そういうところも含めながら計画づくりを初めていきたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

(1 番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山川直保君。

○1 番(山川直保君) 私も、市政が誕生してからのこの10年しか、そうした携わりがございませんし、大変おこがましいことばかり申し上げて、この30年来の御苦勞、そして、その町政敷かれる前からの御苦勞、そしてこの歴史ある国の重要無形文化財、こういうものが脈々と伝わってきた。そして、この景観などを崩すというわけではございませんけれども、安全に住めることも考えまして、その大改造を行うということについても、これもまた100年、200年たてば、歴史と文化に変わっていくということだと思えます。

私たちも、いつかは先人になる時が来て、それをまたしのぶ、振り返るときもあるんじゃないかなということも思って、私は申し上げたつもりでございます。特に、橋のつり橋とか、そういう動線を変える、そしていろんなところへ分散するということは、安全の第一歩にもなるかもしれません。そして、私は行政がしっかりとやると決めたり、そして議会もしっかり応援すれば、その橋の順番に歩行者天国ができるんじゃないかと思えます。これは条例化を敷いて、そしてその市の一つのスローガンとして掲げてでもやってみるといところから、始まるのではないのでしょうか。

5分ありますので、最終の質問に移ります。

最終の質問ですけれども、郡上市内の道の駅、また各観光施設等における観光案内を統一して、そしてかつわかりやすくお客様に見ていただくということが大切ではないかと思っております。

私も道の駅は大体いつも、回らせていただくんですけども、先週も回ってまいりました。パンフレットの選別の仕方、そしてラックの位置、ポスターの位置、そういったものを見てきました。執行部御承知のとおり、道の駅に関しましては指定管理であります。郡上市のしっかりとした指導によって、そのことが統一されるべきものと私は思っております。

各道の駅における、そうした案内コーナーはその設計にもよって、間口等、構造も違いますけれども、同じようなラックを付けて、旧庁舎記念館もそうです。そしてそこに、しっかりしてある道

の駅のことを例で申し上げれば、県外、県内。そして郡上市、そして分野別にしっかり分けられて案内がしてあります。ある道の駅では、美濃市のものから、県外のものからが入り乱れになって、郡上のものか何かもわからない。

観光客の方々は、道の駅にはしっかりとした情報を求めて道の駅を利用される方が多いと思います。そこに郡上市の、なんていいですか、しっかりとしとるな、この市はと思われる印象というのもの、そこでも少しは、口に出さなくとも感じられる方もみえるじゃないでしょうか。

ですから、例えば、今せっかく郡上市に「郡上良良ちゃん」というマスコットもできました。1つのラックを補助でも出す、市がつくるんでもいいんですけども、良良ちゃんのマークを入れたり、踊りのマークを入れた統一されたラックを、例えば制作すること。そして補給体制と整頓のあり方。パンフレットが市内で切れたら、そこでしっかりと連絡をする連絡網。そういったものを何とかされたい。これも一つのエチケットとしての、観光客に対してのおもてなしになるのではないのでしょうか。

以上、自分の意見を申し上げましたが、これについて商工観光部長にお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 今の御質問の道の駅の配列とといいますか、配置とといいますか、陳列とといいますか、そういったことに関してでございます。

まず、道の駅に至る看板等々は、旧来の町村の形を継承しておるということで、その都度都度、更新の折には景観に合った形に配慮しておるということは、まずしております。また、看板等々のもし、間違っただけのものあれば、今、随時訂正をしておるようなところがございます。また、道の駅の中に入られまして、それからの今の話でございますが、今、指定管理者のほうで、これもまた旧町村からのやり方によって配置が行われておりますし、現在の指定管理者のお考えによってやられておると。確かに、そういった場合見にくい、あるいは配置がえがおかしいんじゃないかといったこともあろうかと思っておりますので、そういったことにつきましては、今の議員さんの御指摘、十分受けとめまして、各道の駅の管理者のほうと協議してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

（1 番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 前向きな答弁をありがとうございました。

私、この良良ちゃんの商標ということを市長にお話ししたことがありますけれども、そのあたりはしっかりされたんでしょうか。ちょっとお聞きしたいことで、それをもっともっとアピールしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） これにつきましては、登録を、デザインのほうですけれども、済ませました。それから名称につきましては郡上と付けますのでいけるというふうな弁理士の御判断もありましたので、今、それをいかに使っていただくかっていうことを、皆さんに機会を同じように提供するっていうことで、ここの広報で一旦出して、そしてこの夏は先行して、Tシャツ等をつくりましたけれども、一旦出した上で、今、浴衣のお話もいっぱい出てきてますので、各看板等にも使うということ含めて、進めていきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

（1 番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） ぜひ、道の駅とかでも活用していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。皆さん、御苦労さまでした。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会をいたします。長時間にわたりまして御苦労さまでございました。

（午前11時49分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 野 田 龍 雄

郡上市議会議員 鷺 見 馨